

1 甲種防火管理新規講習について

本講習は、消防法施行令第3条第1項に規定する甲種防火対象物の防火管理に関する講習です。この講習の全課程を修了すると、消防法第8条第1項に規定する防火管理者としての資格を取得できます。

2 受講者の要件

以下の要件すべてに該当する方が受講できます。

- ・岐阜市消防本部管内（岐阜市、瑞穂市、山県市、本巣市、北方町）に在住または在勤の方
- ・防火管理者に選任される予定がある方
- ・eラーニングによる講習を受講できない方 ※

※本講習は、インターネット環境がないなどの理由でeラーニングによる講習を受講することができない方のための講習となっています。受講人数に限りがありますので、eラーニングでの受講が可能な方は申し込みをお控え下さい。

3 講習日時等

講習日時 令和8年10月27日（火）・28日（水）
（1日目 9:25～16:30・2日目 9:30～15:10）

定員 80人

講習会場 岐阜市美江寺町2丁目9番地

岐阜市消防本部・中消防署合同庁舎6階 大会議室

※本部会場及び岐阜市役所の駐車場には駐車できません。公共交通機関又は有料駐車場をご利用ください。

4 申込方法

申込場所 岐阜市消防本部・中消防署合同庁舎3階 予防課

申込期間 令和8年9月14日（月）～ 9月25日（金） ※土日祝日は除く
午前8時45分～午後5時30分

申込みは先着順とし、受付期間内であっても定員になり次第、受付を締め切ります。

申込時には窓口で受講申込書（写真添付は不要）をご記入いただきます。代理の申込みでも可能ですが、受講者の住所・氏名・生年月日・勤務先の情報をご記入いただきますのでご準備いただいた上でお越し下さい。

5 当日の持ち物

- （1）テキスト代 **4,510円**（講習初日に出版社が販売します。）※受講料は不要
- （2）顔写真付き身分証明書（受付時に提示していただきます。）
- （3）筆記用具

6 講習内容

受付時間	第1日 9:00～9:25	第2日 9:00～9:30
講習時間	9:25～16:30	9:30～15:10
講習科目	①防火管理の意義と制度の概要	④自衛消防（実技訓練を含む）
	②火気取扱の基本知識と出火防止対策	⑤防火管理の進め方と消防計画
	③施設・設備の維持管理	⑥効果測定・ビデオ上映・修了証交付

7 その他(注意事項等)

- (1) 受講当日、発熱のある方や体調不良の方は受講をご遠慮ください。
- (2) 連続2日間の講習を修了することにより防火管理者の資格を取得することができます。
- (3) 受講態度の悪い方（居眠り、私語、携帯電話・ゲーム機等の操作、その他の迷惑行為を行った方）には、退席していただくことがあります。この場合、講習修了とは認められません。
- (4) 講習内容の理解状況を確認する効果測定を行います。理解が不十分と認められる方には、修了証の交付を保留し、補講を受けていただくことがありますので、ご了承ください。
- (5) 気象警報が発令されるなど、天災による被害、または被害のおそれがある場合や感染症拡大などの理由で、やむを得ず講習を中止する場合があります。
- (6) 申込み後、都合により受講できなくなった場合は、その旨を必ず岐阜市消防本部予防課(Tel.058-262-7163)まで連絡してください。
- (7) 下記に該当する方は、防火管理者の資格がある者として取り扱われる場合がありますので、申込の前に確認してください。

＜次のような資格や職務経験等を有している方＞

労働安全衛生法に規定する安全管理者、鉱山保安法に規定する保安管理者、国、都道府県の消防事務に従事する職員、市町村の消防職員、消防団員、警察官又はこれに準ずる警察職員、建築主事又は一級建築士、甲種危険物取扱者の免状を有する危険物保安監督者、防火対象物点検資格者講習を修了し免状の交付を受けている方

- (8) その他ご不明な点は、下記「お問い合わせ先」までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞ 岐阜市消防本部 予防課
〒500-8812 岐阜市美江寺町2丁目9番地（消防本部3階）
電話番号： 058-262-7163